

私学助成の充実強化等に関する意見書

鹿児島県の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の発展に大きな役割を果たしている。

私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性に鑑み、私立学校における教育条件の維持及び向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。

今日、深刻な少子化の進行による児童生徒数の減少や教員の維持・確保、物価高騰などへの対応、端末の更新費用に係る支援やICT支援員の配置を含めたICT環境の整備、スクールカウンセラーや障がいのある生徒への介助等の支援員の拡充・強化、学校施設の耐震化・高機能化への対応、など様々な課題が山積し、厳しさを増している。

骨太の方針に明記された「いわゆる高校無償化」の実現とともに、私立中学生に対しての就学支援金制度の創設も求められている。

加えて、近年ますます国際化が進展する社会において、私立高等学校等の生徒が、海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための人材育成教育への支援拡充も必要である。

これらの課題の解消には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において「公教育の内容や質を充実させる」、「物価上昇等も踏まえつつ私学助成等の基盤的経費を確保する」が掲げられていること、私立学校振興助成法第1条「教育条件の維持及び向上、修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、令和8年度の予算編成に当たり、私立高等学校等経常費助成費補助金、私立学校施設耐震化に係る補助及びICT環境の整備に対する補助の拡充、就学支援金制度の拡充強化など、私学助成制度全般に係る支援が一層拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月2日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣
文部科学大臣